

令和7年3月16日執行  
武蔵村山市長選挙

公費負担経費請求  
様式集 その2  
(事業者等が作成する書類)

費用の請求は令和7年3月28日(金)までに

※ 備考欄に裏面参照の旨の記載がある様式については、両面印刷にし、裏面も印刷してください。

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

武蔵村山市長 殿

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

## 記

1	請求金額	円
	内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約	円
	(2) (1)以外の者との契約(①、②、③の計)	円
	① 自動車の借入れ	円
	② 燃料代	円
	③ 運転手	円
2	内訳 別紙請求内訳書のとおり	
3	令和 7 年 3 月 1 6 日 執行 武蔵村山市長選挙	
4	候補者氏名	
5	振込先 金融機関名(本支店) 銀行 支店 口座種別 普通・当座	
	口座名義人 口座番号	

備 考 (裏面を参照のこと)

## 備 考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代を請求する場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに、債権者登録兼支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、武蔵村山市に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

## 別紙請求内訳書

候補者氏名

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
	円×1台	64,500円×1台 = 64,500円	円	
	円×1台	64,500円	円	
	円×1台	64,500円	円	
	円×1台	64,500円	円	
	円×1台	64,500円	円	
	円×1台	64,500円	円	
	円×1台	64,500円	円	
計	円	451,500円	円	

備考

「請求金額(C)」欄には(A)欄又は(B)欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

令和 7 年 月 日

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

武蔵村山市長 殿

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

## 記

1	請求金額		円		
	内訳	(1)	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約		円
		(2)	(1)以外の者との契約(①、②、③の計)		円
		①	自動車の借入れ		円
		②	燃料代		円
		③	運転手		円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり			
3	令和 7 年 3 月 1 6 日執行	武蔵村山市長選挙			
4	候補者氏名				
5	振込先	金融機関名(本支店)	銀行	支店	口座種別 普通・当座
		口座名義人		口座番号	

備考 (裏面を参照のこと)

## 備 考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求する場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙期日後速やかに、口座振込依頼書を添えて提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、武蔵村山市に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

## 別紙請求内訳書

候補者氏名

## ① 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
	円×1台	16,100円×1台 = 16,100円	円	
	円×1台	16,100円	円	
	円×1台	16,100円	円	
	円×1台	16,100円	円	
	円×1台	16,100円	円	
	円×1台	16,100円	円	
	円×1台	16,100円	円	
計		112,700円	円	

備考

「請求金額(C)」欄には(A)欄又は(B)欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

武蔵村山市長 殿

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

## 記

1	請求金額		円
	内訳	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約	円
		(2) (1)以外の者との契約(①、②、③の計)	円
		① 自動車の借入れ	円
		② 燃料代	円
		③ 運転手	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり	
3	令和 7 年 3 月 1 6 日執行	武蔵村山市長選挙	
4	候補者氏名		
5	振込先	金融機関名(本支店)	銀行 支店 口座種別 普通・当座
		口座名義人	口座番号

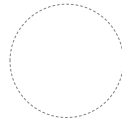
備考 (裏面を参照のこと)



## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙期日後速やかに、債権者登録兼支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。  
なお、燃料代を請求するときは、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票※の写しを添えてください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、武蔵村山市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



## 別 紙 請 求 内 訳 書

候補者氏名

## ② 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 自動車の自動車登録 番号又は車両番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備 考
計		円	円	円	

## 備 考

- 「基準限度額(B)」の「計」欄には自動車燃料代確認書に記載された確認金額の合計を記載してください。
- 「請求金額(C)」の「計」欄には「販売金額(A)」の「計」欄又は「基準限度額(B)」の「計」欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」は、自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

令和 7 年 月 日

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

武蔵村山市長 殿

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1	請求金額	円
内訳	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約	円
	(2) (1)以外の者との契約(①、②、③の計)	円
	① 自動車の借入れ	円
	② 燃料代	円
	③ 運転手	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	令和 7 年 3 月 1 6 日執行	武蔵村山市長選挙
4	候補者氏名	
5	振込先	金融機関名(本支店) 銀行 支店 口座種別 普通・当座
	口座名義人	口座番号

備 考 (裏面を参照のこと)

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙期日後速やかに、債権者登録兼支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。  
なお、燃料代を請求するときは、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票※の写しを添えてください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、武蔵村山市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



## 別 紙 請 求 内 訳 書

候補者氏名 \_\_\_\_\_

### ③ 運 転 手

雇用年月日	報 酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額(C)	備 考
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
計	円	87,500 円	円	

備 考

「請求金額(C)」欄には(A)欄又は(B)欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

令和 7 年 月 日

請 求 書  
( ビ ラ の 作 成 )

武蔵村山市長 殿

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

## 記

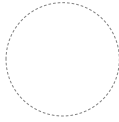
- |   |                    |                              |
|---|--------------------|------------------------------|
| 1 | 請求金額               | 円                            |
| 2 | 内 訳                | 別紙請求内訳書のとおり                  |
| 3 | 令和 7 年 3 月 1 6 日執行 | 武蔵村山市長選挙                     |
| 4 | 候補者氏名              |                              |
| 5 | 振込先                | 金融機関名 (本支店) 銀行 支店 預金種別 普通・当座 |

口座名義人

口座番号

## 備 考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに、債権者登録兼支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 候補者が供託物を没収される場合には、武蔵村山市に支払を請求することはできません。**
- この請求書には、作成したビラの見本を種類ごとに 1 枚ずつ添付してください。



# 別紙請求内訳書

候補者氏名 \_\_\_\_\_

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円銭	枚	円	円銭	枚	円	円銭	枚	円	
		円			円			円	

## 備考

- (D) 欄には、7 円 73 銭と記載してください。
- (E) 欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 請求金額計に 1 円未満の端数があるときは、1 円としてください。

令和 7 年 月 日

請 求 書  
(ポスターの作成)

武蔵村山市長 殿

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 9 条及び第 11 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

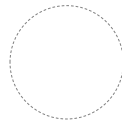
記

- |   |                    |                              |
|---|--------------------|------------------------------|
| 1 | 請求金額               | 円                            |
| 2 | 内 訳                | 別紙請求内訳書のとおり                  |
| 3 | 令和 7 年 3 月 1 6 日執行 | 武蔵村山市長選挙                     |
| 4 | 候補者氏名              |                              |
| 5 | 振込先                | 金融機関名 (本支店) 銀行 支店 預金種別 普通・当座 |
|   | 口座名義人              | 口座番号                         |

備 考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに、債権者登録兼支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 候補者が供託物を没収される場合には、武蔵村山市に支払を請求することはできません。





## 別紙請求内訳書

候補者氏名 \_\_\_\_\_

ポスター 掲 示 場 数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
<b>84</b>	円銭		円	円		円	円銭		円	
				4,307	<b>84</b>	<b>361,788 円</b>				
計	/		円	/	<b>84</b>	<b>361,788 円</b>	/		円	

**備 考**

- 1 ポスター掲示場数の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。  

$$\text{単価} = \frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$
 (1 円未満の端数は切上げ)
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。